



塀跡

亘理町  
三十三間堂官衙遺跡



礎石建物跡

現地説明会資料

平成17年10月10日(月)午後1時30分より

亘理町教育委員会

## 調査要項

調査原因：重要遺跡範囲内容確認調査

調査箇所：三十三間堂官衙遺跡 北地区（亶理郡亶理町逢隈下郡字椿山 地内）

調査主体：亶理町教育委員会

調査協力：宮城県多賀城跡調査研究所、宮城県教育委員会

調査面積：約800㎡

調査期間：7月19日～10月14日（予定）

調査員：鈴木朋子（亶理町教育委員会社会教育課）

天野順陽（宮城県多賀城跡調査研究所）

三好秀樹・千葉直樹（宮城県教育庁文化財保護課）

## 調査経過

（確認調査） 昭和61～63年 調査面積 約3,300㎡ 南地区・北地区の遺構確認

（第1次5ヵ年計画）

年次	調査期間	調査面積	調査内容
1年次目	平成14年11月11日 ～12月13日	約1,050㎡	南地区土壇状の高まりの内容確認。 北地区郡庁院南門等の確認。
2年次目	平成15年9月16日 ～11月5日	約1,800㎡	郡庁院正殿・南門等の建物、区画施設の配置・構造・ 変遷の確認。
3年次目	平成16年10月4日 ～11月27日	約900㎡	郡庁院（北半）の建物、区画施設の配置・構造・変遷 の確認。
4年次目	平成17年7月19日 ～10月14日	約800㎡	郡庁院北東部・北西部の建物、東門、南西部区画施設 等の確認。



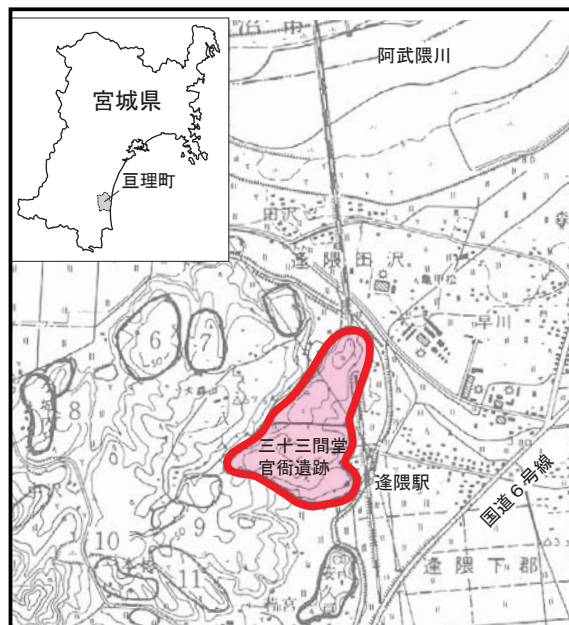
写真1 遺跡遠景（南西から）

# 1. はじめに

さんじゅうさんげんどうかんにいせき

三十三間堂官衙遺跡は亶理町逢隈下郡椿山に所在します。遺跡は JR 常磐線逢隈駅の西側、標高約 20 ～ 40 m の丘陵東斜面に位置し、遺跡の範囲は東西約 500 m、南北約 750 m (約 25ha) です。丘陵の西側は急な崖になっていますが、東側は緩やかな斜面で、東側から入り込む沢によって遺跡は大きく北地区と南地区に分かれています。

遺跡は古くから丘陵尾根の平坦部に礎石<sup>そせき</sup> (註1) が並ぶことが知られており、寺院と関連する建物であると言われていました。『安永風土記御用書出』(1779年・安永8)には「三十三間堂跡 野山之内右礎石之跡残居申候処由来並年月共二相知不申候」と記されています。昭和 61 ～ 63 年 (1986 ～ 1988 年) に宮城県教育委員会が調査した結果、三十三間堂遺跡は平安時代前半(9 ～ 10 世紀前半)の陸奥国亶理郡衙<sup>むつのおくにわたりぐんが</sup> (註2) であることが分かりました。沢を挟んで北側は郡庁院<sup>ぐんちやういん</sup> (役所の中心となる施設) と 3ヶ所以上の官衙ブロックからなる実務官衙域、南側は溝で一辺約 150 m の方形に区画し、礎石建ちの倉庫と掘立柱建物が計画的に配置された倉庫院であることなどが分かりました (亶理町三十三間堂遺跡・1989 年)。



第 1 図 三十三間堂官衙遺跡の位置

これらの調査成果により遺跡の重要性が認められ、平成 4 年 (1992 年) に遺跡の約半分 120,721 m<sup>2</sup> が国史跡に指定されました。

町では平成 10 年度までに指定区域の公有化を完了し、平成 14 年度から国庫補助事業として第 1 次 5 カ年計画による発掘調査を行っています。今後調査成果を踏まえ、遺跡の保護・環境整備、将来的な整備活用について検討していく予定です。

今年度は、実務官衙域の中心部である郡庁院の内容を明らかにすることを目的とした調査の 4 年目にあたります。平成 16 年度調査に引き続き、院の北東・北西・南西隅、東辺中央部を対象に調査範囲を設けました (第 3 図参照)。調査の結果、郡庁院のほぼ全容が明らかになりました。

(註 1) 建物の柱の沈下、腐敗を防ぐため柱の下に置く石。

(註 2) 三十三間堂官衙遺跡は陸奥国南部の亶理郡を治めていた役所で、郡家または郡衙と呼ばれています。郡衙の重要な仕事の一つは税を徴収することだったため、郡衙には税として納められた米などを保管する倉庫群が特徴的に見られます。三十三間堂官衙遺跡も南地区は倉庫域になっています。

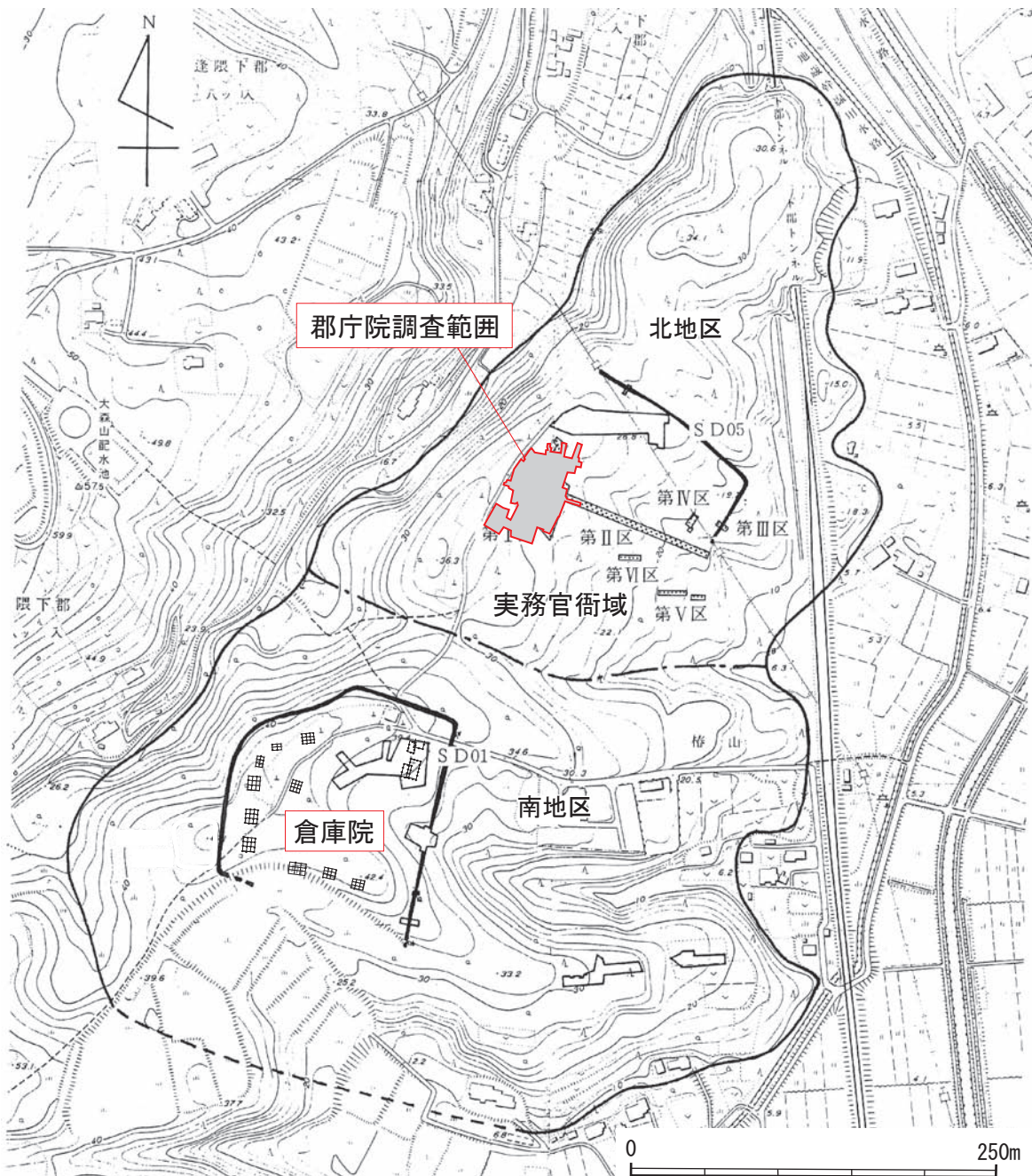
## 2. 発掘調査の成果

今回の調査により、郡庁院北東・北西隅の建物 (建物 4・5) の様子が明らかになるとともに、東門やそれに伴う通路、南西隅では新しく櫓<sup>やぐら</sup>を発見しました。また、区画施設となる一本柱塀<sup>いっぽんぼしらべい</sup>の変遷を再

確認したほか、<sup>あまお</sup>雨落ち溝、<sup>どこう</sup>土壇、<sup>どと</sup>土採り溝、整地層などを確認しています。

出土遺物には土師器、須恵器、赤焼土器などの土器片と、鉄製品、鉄滓、石器が少量あります。建物4より新しい土壇から土器片が多く出土していますが、遺構を確認したときや表土から出土したものが殆どです。

以下、主な遺構について説明します。



第2図 三十三間堂官衙遺跡全体図

### (1) 北東区

#### 【建物4】

郡庁院北東隅に位置し、南北中軸線を挟んで建物5とほぼ対となる建物です。3度の建て替えが



第3図 郡庁院遺構配置図

認められ、2時期目が火災に遭っています。3時期目までが掘立柱建物で、東西（桁行）<sup>けたゆき</sup>3間×南北（梁行）<sup>はりゆき</sup>2間の東西に長い建物です。4時期目は2間×2間で総柱の礎石建物<sup>そうぼしら</sup>になり、掘立柱建物の時期に比べると、位置が1.8mほど南にずれています。建物の規模は、掘立柱建物が東西5.4m、南北4.2mで、東西の柱の間隔は1.8m、南北の柱の間隔は2.1mです。柱穴は一辺1.0～1.6mの方形、深さは一部掘り下げたところで90～110cmで、柱の太さは35cm前後と推定されます。礎石建物は東西約5.0m、南北約4.2mで、東西の柱の間隔は約2.5m、南北の柱の間隔は約2.1mです。礎石の据え穴は長径1.2m前後の楕円形で、深さは20cm程度残っていました。礎石は廃絶後に多少動かされた形跡があり、原位置を留めていませんが、据え穴や根石（礎石の下に詰める小石）<sup>ねいし</sup>が残っていたことから建物のおおよその規模が分かりました。

また、建物4と一本柱塀の間をL字状に巡る溝もみつかっており、排水を目的とした雨落ち溝と考えられます。

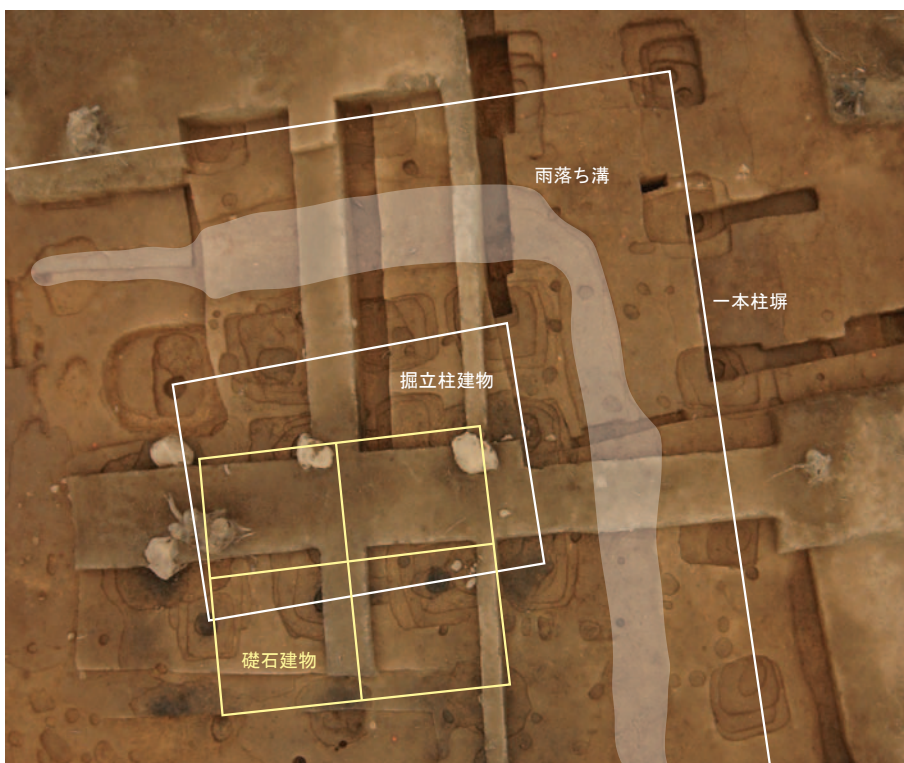


写真2 建物4（上が北）



掘立柱建物の時期の柱穴断面

北東隅の柱穴で、深さは110cmあります。火災後の3時期目の柱穴には炭が沢山入っています。



穴に落とし込まれた礎石の様子

礎石はすべて後世に動かされていました。現在残っている礎石は、もとの位置のすぐ脇に掘られた穴に落とし込まれたものです。

## (2) 北西区

### 【建物5】

郡庁院の北西隅に位置し、建物4と対になっています。東西（桁行）1間以上×南北（梁行）2間の掘立柱建物で、2度建て替えられています。建物の規模は、東西1.8m以上、南北4.2mで、南北の柱の間隔は2.1mです。柱穴は一辺1.0～1.4mの方形で、柱の太さは30cm前後と推定されます。また、



写真3 建物5（東から）

建物4と同様に、建物5と一本柱塀の間を巡る雨落ち溝を確認しました。

柱穴の大きさや間隔が建物4とほぼ一致することから、同規模・同構造の建物と考えられますが、後世の削平により礎石建物が存在したかどうかは確認できませんでした。

### (3) 東区

#### 【東門】

区画東辺、中央よりやや北寄りの位置で四脚門しきやくもんを確認しました。3度建て替えられています。3時期目までは掘立柱建物で、4時期目は礎石の据え穴と根石が検出されていることから、礎石建ちであったと考えられます。規模は南北3.2m（桁行1間）×東西3.0m（梁行2間）で、掘立柱建物の柱穴は径0.8m前後の楕円形、深さは一部掘り下げたところで30～60cmです。

また、埋土の特徴から、この門の3時期目と一本柱塀の3時期目が対応することが分かりました。

なお、東門の正面から東へ向かって延びる溝状の掘り込みを確認しました。この掘り込みは、東部実務官衙ブロックへ向かっており、院と官衙ブロックを結ぶ通路であったと考えられます。また、これまでの調査成果にみられたように、門や通路を避けて土採りが行われています。



写真4 東門と通路（東から）



四脚門の復元例（鳥取県・法華寺畑遺跡）

四脚門の柱は6本あります。中央の2本は棟を支える「親柱」で、この柱に扉が付き通路になります。前後の各2本の柱は、棟からのびた屋根に付く「控柱」です。このように前後に各2本、計4本の控柱をもつ門を四脚門といいます。写真の法華寺畑遺跡では立派な四脚門が復元されています。



写真5 東門柱穴断面（南東隅控柱）

## (4) 南西区

### 【櫓】

郡庁院の南西隅で南北1間(5.0 m)×東西1間(2.6 m)の建物を確認しました。この建物は一本柱塀<sup>また</sup>を跨ぐような形で配置されていることから、櫓と考えられます。

2度建て替えられており、柱穴は一辺0.8～1.0 mの方形、深さは一部掘り下げたところで60～100cmです。柱の太さは20～25cmと推定されます。

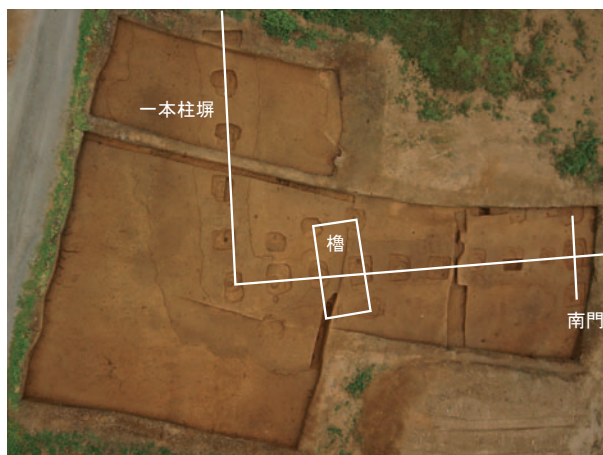


写真6 郡庁院南西部(上が北)

## 3. まとめ

今回の調査では、郡庁院北東・北西隅の建物4・5の規模や変遷が明らかになりました。また、東門が四脚門であることが分かり、この門から東部官衙ブロックへ延びる通路も見つかりました。区画南西部では櫓が新たに発見されるなど、郡庁院全体の構成がほぼ明らかになりました。

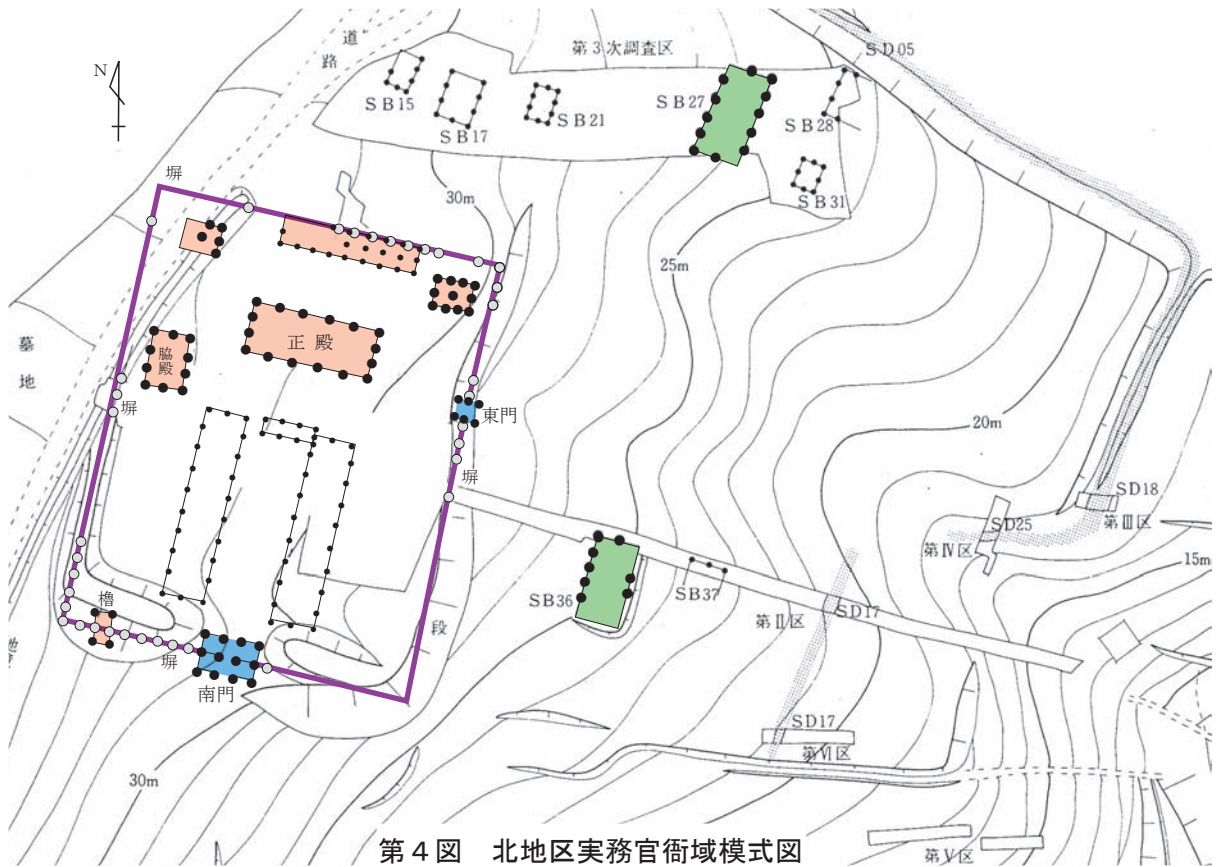
これまでの主な調査成果は以下のとおりです。

- ① 郡庁院の規模は南北約65 m×東西約50 mで、塀によって区画されています。
- ② 郡庁院を構成する主要な建物は、正殿、西脇殿、区画北辺にとりつく建物、北東・北西隅建物です。正殿(建物1)は桁行5間×梁行3間の東西棟、西脇殿(建物2)は桁行3間×梁行2間の南北棟、区画北辺にとりつく建物(建物3)は桁行8間×梁行2間の東西棟です。また、郡庁院の北東・北西隅の建物(建物4・5)は、正殿と南門の中心を結ぶライン(南北中軸線)を挟んでほぼ対称となる位置でみつかっています。これらの建物は郡庁院の北側に集中して配置され、意識的に南側に空間を造ったと考えられます。
- ③ 正殿と南門の間で柱穴の規模が小さい建物群(建物6・7・8)を確認しました。これらの建物は、南北中軸線を挟みほぼ対象に位置しています。柱穴の特徴などから仮設的に建てられた建物と考えられますが、性格については不明です。
- ④ 区画施設となる一本柱塀はほぼ2.4 m等間隔で設置され、東辺の一部では材木塀(材木を密着させるように立て並べた塀)も確認しました。また、区画南辺には八脚門<sup>はつきやくもん</sup>が、東辺には四脚門があり、南西隅には塀を跨ぐ形で櫓があったことが分かりました。
- ⑤ 郡庁院内の主要な建物は3時期の変遷が確認されていますが、北東隅建物では4時期目となる礎石建物を確認していることから、全体に4時期の変遷があり、北東隅建物以外にも礎石建物があった可能性が考えられます。また、北東・北西隅の建物や塀を中心に2時期目に火災に遭っていることも分かりました。過去の調査で郡庁院の北と東の官衙ブロックの建物が9世紀後半に火災に遭っていることが確認されており、これらが全て同一の火災である可能性が考えられ、実務官



衙域全体の変遷を考える手がかりを得ました。

- ⑥ 院内は全体的には旧地形を残して造営されていますが、北東部を中心に整地がみられます。また、正殿は旧表土を切り出した後に建立するなど建物が建つ場所にも整地がみられます。建物を建てる場所や通路を避けて全体に土採りを行っているなど、郡庁院が計画的に造営されていることも分かりました。また、こうした土採り溝と建物との関係から、正殿と南門・東門は創建期からあったと予想されますが、西脇殿や正殿北辺建物、北東・北西隅建物については創建後に建てられた可能性があります。
- ⑦ 院の年代は出土遺物が少ないため具体的に決定できませんが、およそ9世紀前半頃から10世紀前半の平安時代前半頃と考えられます。亘理郡は奈良時代には成立していたと考えられますが、その時期の郡衙の位置については、今後検討していく必要があると思われます。



第4図 北地区実務官衙域模式図

建物番号	建物方向	桁行 (m)	梁行 (m)	柱痕直径 (cm)	備考
建物1 A・B	東西棟	5間 (18.0)	3間 (7.2)	45前後	郡庁院 正殿1、2時期目
建物1 C	東西棟	5間 (15.0)	3間 (7.2)	45前後	郡庁院 正殿3時期目
建物2 A・B	東西棟	3間 (9.0)	2間 (5.7)	35～40	郡庁院 西脇殿1、2時期目
建物2 C	南北棟	3間 (8.4)	2間 (5.4)	約25	郡庁院 西脇殿3時期目
建物3 A・B・C	東西棟	8間 (20.0)	2間 (3.8)	20前後	郡庁院 区画北辺にとりつく建物
建物4 A・B・C	東西棟	3間 (5.4)	2間 (4.2)	35前後	郡庁院 北東隅建物
建物4 D	東西棟	3間 (約5.0)	2間 (4.2)	—	郡庁院 北東隅建物 (礎石建ち)
建物5 A・B・C	東西棟	3間 (1.8以上)	2間 (4.2)	35前後	郡庁院 北西隅建物
建物6 A・B・C	東西棟	3間 (9.0)	1間 (3.0)	12前後	郡庁院 正殿前建物
建物7 A	南北棟	9間 (26.6)	1間 (5.7)	8～12	郡庁院 正殿前建物 (西側)
建物7 B	南北棟	9間 (28.3)	1間 (6.0)	10～12	郡庁院 正殿前建物 (西側)
建物8 A	南北棟	9間 (25.6)	1間 (6.0)	12前後	郡庁院 正殿前建物 (東側)
建物8 B	南北棟	9間 (28.2)	1間 (6.4)	10～12	郡庁院 正殿前建物 (東側)
櫓	南北棟	1間 (5.0)	1間 (4.4)	20～25	郡庁院 南西隅の櫓
南門 A・B	—	3間 (8.1)	2間 (5.2)	35～40	郡庁院 南門 (八脚門)
南門 C	—	3間 (5.4)	2間 (4.0)	30前後	郡庁院 南門 (八脚門)
東門 A・B・C・D	—	2間 (3.2)	1間 (3.0)	不明	郡庁院 東門 (四脚門)
SB27 建物 A・B・C	南北棟	5間 (13.4)	2間 (6.6)	35～40	北側官衙ブロック 主要建物
SB36 建物 A	南北棟	2間以上	4間 (6.0)	30～36 (抜灰)	東側官衙ブロック 主要建物
SB36 建物 B・C・D	南北棟	2間以上	3間 (5.8)	約30	東側官衙ブロック 主要建物
SB36 建物 E	南北棟	5間 (約9.6) 以上	2間 (5.8)	—	東側官衙ブロック 主要建物 (礎石建ち)
SB11 建物 A・B	南北棟	5間 (12.75)	3間 (6.75)	30前後	倉庫院 屋 (おく：土間・平地床の倉庫)
SB11 建物 C	南北棟	5間 (12.0)	3間 (6.9)	30前後	倉庫院 屋
SB12 建物	南北棟	3間 (8.2)	2間 (5.5)	20前後	倉庫院 屋 SB12 建物より新しい
一本柱堀	—	ほぼ2.4等間	—	35前後	郡庁院区画施設

第1表 主要な建物の一覧表



三十三間堂官衙遺跡の建物と今年度の調査区の位置(平成15・16・17年度調査航空写真を合成して作成)